

## 台湾向け輸出貝類の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、台湾向け輸出貝類について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条及び第 5 条に基づく衛生証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 台湾向け輸出貝類：我が国から台湾に輸出される別添 1 に掲げる食用の貝類及びそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）
- (2) 取扱施設：台湾向け輸出貝類を最終加工（包装、冷凍、冷却、むき身にするための処理等（単なる保管を除く。））する施設（国内で加工を行わない台湾向け輸出貝類にあつては最終保管する施設。）
- (3) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (4) 都道府県水産部局：都道府県における水産主管部局
- (5) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (6) 地方農政局等：北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局
- (7) 証明書：台湾向け輸出貝類のための輸出衛生証明書
- (8) 取扱施設管理者：取扱施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (9) 輸出者：台湾向け輸出貝類を輸出しようとする者であつて、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (10) 証明書発行機関：証明書を発行する機関として台湾側に登録された機関（活貝類については都道府県水産部局又は加工流通課、活貝類を除く貝類については規制対策グループ又は地方農政局等が発行する。）
- (11) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 4 条第 9 項に定める登録検査機関

### 3 活貝類を除く貝類の証明書の発行

#### (1) 証明書の発行申請

ア 証明書の発行申請は、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこととする。  
なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じ、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添 2 によるものとする。

イ 輸出者は、台湾向け輸出貝類について輸出を行うごとに、別紙様式 1-1（日本語及び英語）に以下の①から⑧までの書類を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループ又は取扱施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等（別表参照）宛てに申請を行う。なお、③を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 1-1（1 輸出貝類の詳細）の内容が確認できるものみの提出でよい。コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式 1-2 を提出すること。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
- ④ 漁業権免許（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条に基づく免許。本要綱において同じ。）の写し（輸出する貝類が国内で養殖されたものの場合に限る。）
- ⑤ 取扱施設が以下 a から c までのいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し。a 又は b に該当する取扱施設については、c の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した貝類を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式 1-1 への許可番号等の記載により添付を省略することができる。

- a 法第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設
  - b 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設
  - c 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
- ⑥ 登録検査機関において、必要に応じ別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる、発行日から 1 年以内（3 年以上の輸出実績があり、過去 3 年間の検査結果に問題が認められなかった場合には 3 年以内）の試験成績書の写し。なお、同一の取扱施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。
  - ⑦ 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
  - ⑧ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

## （2）証明書の発行要件

証明書の発行は、台湾向け輸出貝類が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、証明書発行機関は、申請内容の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断

される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式 1-1 (1 輸出貝類の詳細) と添付書類の内容が合致していること。

ウ 輸出する貝類が養殖されたものである場合には、漁業権免許を有する養殖場(ただし、陸上養殖のように漁業法第 60 条第 4 項に定める「区画漁業」に該当しない養殖業の養殖場は除く。本要綱において同じ。)において生産されたものであること。

エ 3 (1) イ⑤の a から c までのいずれかに該当する取扱施設において最終加工又は最終保管されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

オ 輸出する貝類が海外から輸入されたものである場合は、天然に由来するものであること。また、法第 27 条の規定に基づく食品等輸入届出書等により、法に適合していることが確認できるものであること。

カ 登録検査機関の試験成績書の結果が、3 (1) イ⑥に基づく検査基準を満たしていること。

### (3) 証明書の発行手続

ア (2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は、速やかに電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)を行った電磁的記録による別紙様式 2 の証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。

なお、証明書発行機関は、証明書及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

イ 不測の事態により、一元的な輸出証明書発給システムによる発行ができず、書面により別紙様式 2 の証明書原本の発行を行う場合にあっては、下記①又は②により交付することとし、②の場合、郵送に要する経費等は、申請者が負担するものとする。

① 申請先(証明書発行機関)において手交

② 郵送

### (4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式 3 により取消願を、当該証明書の申請先に速やかに提出すること。

### (5) 違反した台湾向け輸出貝類に対する対応

台湾の食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を台湾側から受けるなど、台湾向け輸出貝類に問題が発生した場合は、規制対策グループ及び加工流通課は、証明書発行機関を通じて輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題が改善されたと規制対策グループ及び加工流通課が判断した場合にあっては、検査の強化等を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ関係部局に対し協力を求めるものとする。

#### (6) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、以下のいずれかに該当するときは、必要に応じ関係部局と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止する。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した場合に、証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ その他相当の理由があると認められるとき

#### (7) 証明書の差し替えを行う場合の留意事項

証明書発行機関は、輸出者から、衛生証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、再度証明書の発行を行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア 証明書の発行番号は発行済みの証明書の発行番号と異なる番号とすること。

イ 証明書の左上部に発行済みの証明書の発行番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。（例：Issued in lieu of certificate No. BZ0122BTW00001 dated 31/01/2022.）

### 4 活貝類の証明書の発行

#### (1) 証明書発行機関の登録手続

ア 証明書を発行する機関は、輸出する活貝類の産地を管轄する都道府県水産部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県水産部局が登録されない地域にあっては、加工流通課において発行を行うこととする。

イ 輸出する活貝類を所管する都道府県水産部局が証明書を発行するに当たっては、証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式4により、加工流通課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき1つとする。

ウ 加工流通課は、証明書発行機関名、所在地及び印章の登録の申請を受理した後、台湾側に当該証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

エ 加工流通課は、台湾側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関登録申請者に連絡する。なお、当該公表をした時点をもって、登録手続の完了とする。

オ 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式5により、加工流通課長宛てに登録事項の変更を申請する。加工流通課は、申請内容の確認を行った後、ウ及びエに準じて手続を行う。

#### (2) 申請

ア 証明書の発行申請は、一元的な輸出証明書発給システムにより行うこととする。なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じ、電子メールによる

申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

イ 輸出者は、台湾向け輸出貝類について輸出を行うごとに、別紙様式6-1（日本語及び英語で記入）に次の書類を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、証明書発行機関宛てに申請を行う。ただし、都道府県水産部局宛に申請する場合は、手数料の有無及び金額について申請先に確認すること。

また、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 販売証明書等

④ 漁業権免許の写し（輸出する貝類が国内で養殖されたものであり、証明書発行機関が加工流通課の場合に限る。）

⑤ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式6-2を提出すること。

### （3）証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。なお、申請内容の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 出港前の貨物であること。

イ 別紙様式6-1と添付書類の内容が合致していること。

ウ 輸出する貝類が養殖されたものである場合には、漁業権免許を有する養殖場において生産されたものであること。

エ 輸出する活貝類が、「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）2の（2）に基づき出荷の自主規制の対象となっていないこと。

### （4）準用

3（3）から（6）までの規定は、活貝類に係る証明書の発行について準用する。この場合において、この規定中「規制対策グループ」とあるのは「加工流通課」と、「地方農政局等」とあるのは「都道府県水産部局」と、「別紙様式1-1」とあるのは「別紙様式6-1」と、「別紙様式1-2」とあるのは「別紙様式6-2」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式7」と、「別紙様式3」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

## 5 その他

### （1）取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理

取扱施設管理者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、台湾の食品衛生上の規

則（有害物質の基準等）及び条件について自ら情報収集を行うこと。また、適宜モニタリング検査を実施し、台湾の貝類の基準に適合しているかどうかを確認するなど、自主的な衛生管理に努めること。

（２）動物衛生に関する衛生証明書

活貝類のうち、台湾側が動物衛生に関する衛生証明書を求めているものについては、別途取得すること。

附 則（令和４年６月２７日付け生食発 0627 第３号・４輸国第 1245 号）

- １ この要綱は、令和４年７月１日から施行する。
- ２ 令和５年６月３０日までの間は、証明書の発行申請日から遡って１年以内の日付で、この要綱による改正前の５（３）に基づき発行された衛生証明書の写し又は農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程第３の１（１）、２（１）若しくは３（１）の定期的な確認を実施していることが確認できる書類の写しを、３（１）オ③の内容を確認する書類に替えることができる。

台湾向け輸出貝類の衛生証明書を要する貝類一覧表

(別添1)

当該一覧表は、台湾側から衛生証明書の添付を求められている61品目について、平成29年7月13日現在の台湾側輸出コード及び日本側HSコードを元にしたものです。

証明書の発行対象については、予め台湾側に確認するようにしてください。

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
1	0307.11.90.00-8	其他活、生鮮或冷蔵牡蠣(蜆、蚶) Other oysters, live, fresh or chilled	0307.11	かき(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
2	0307.12.00.00-6	冷凍牡蠣(蜆、蚶)、但未燻製 Oysters, frozen, but not smoked	0307.12	かき(冷凍したもの)
3	0307.19.20.00-5	乾牡蠣(蜆、蚶)、但未燻製 Oysters, dried, but not smoked	0307.19	かき(その他のもの)
4	0307.19.30.00-3	鹹或浸鹹牡蠣(蜆、蚶)、但未燻製 Oysters, salted or in brine, but not smoked		
5	0307.19.40.00-1	燻製牡蠣(蜆、蚶) Oysters, smoked		
6	0307.21.00.00-5	活、生鮮或冷蔵海扇貝(含全貝及干貝) Scallops (include full shell fish and conpoy), live, fresh or chilled	0307.21	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
7	0307.22.20.00-4	冷凍海扇貝(含全貝及干貝)、但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), frozen, but not smoked	0307.22	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(冷凍したもの)
8	0307.29.20.10-1	乾海扇貝(含干貝及全貝)、但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), dried, but not smoked	0307.29	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(その他のもの)
9	0307.29.20.20-9	鹹或浸鹹海扇貝(含全貝及干貝)、但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), salted or in brine, but not smoked		
10	0307.29.30.00-1	燻製海扇貝(含全貝及干貝) Scallops (include full shell fish and conpoy), smoked		
11	0307.31.00.10-1	活貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), live	0307.31	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
12	0307.31.00.20-9	鮮或冷蔵貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), fresh or chilled		
13	0307.32.00.00-2	冷凍貽貝(淡菜)、但未燻製 Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), frozen, but not smoked	0307.32	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(冷凍したもの)
14	0307.39.21.00-0	乾貽貝(淡菜)、但未燻製 Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), dried, but not smoked	0307.39	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(その他のもの)
15	0307.39.29.00-2	鹹或浸鹹貽貝(淡菜)、但未燻製 Mussels (Mytilus spp. Perna spp.), salted or in brine, but not smoked		
16	0307.39.30.00-9	燻製貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp. Perna spp.), smoked		
17	0307.60.10.11-2	福壽螺 Apple snail(Pomacea canaliculata, Pomacea insularum)	0307.60	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)
18	0307.60.10.19-4	其他活螺(海螺除外) Other snail, live, other than sea snails		
19	0307.60.10.20-1	鮮或冷蔵螺(海螺除外) Snail, fresh or chilled, other than sea snails		
20	0307.60.20.00-3	冷凍螺(海螺除外)、但未燻製 Snails, frozen, other than sea snails, but not smoked		
21	0307.60.30.00-1	乾、鹹或浸鹹螺(海螺除外)、但未燻製 Snails, dried, salted or in brine, other than sea snails, but not smoked		
22	0307.60.40.00-9	燻製螺(海螺除外) Snails, smoked, other than sea snails		

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
23	0307.71.20.00-0	活、生鮮或冷蔵海瓜子 Ruditapes philippinarum, live, fresh or chilled	0307.71	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
24	0307.71.30.10-6	活蛤蜊 Hard clam, (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), live		
25	0307.71.30.20-4	生鮮或冷蔵蛤蜊 Hard clam, (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), fresh or chilled		
26	0307.71.90.10-3	活蛤(含鳥蛤及赤貝) Clams (include cockles and ark shells), live		
27	0307.71.90.21-0	活碑礮貝 Giant clams (tridacnidae spp.), live		
28	0307.71.90.22-9	生鮮或冷蔵碑礮貝 Giant clams (tridacnidae spp.), fresh or chilled		
29	0307.71.90.90-6	生鮮或冷蔵蛤(含鳥蛤及赤貝) Clams (include cockles and ark shells), fresh or chilled		
30	0307.72.10.00-1	冷凍海瓜子, 但未燻製 Ruditapes philippinarum, frozen, but not smoked	0307.72	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(冷凍したもの)
31	0307.72.20.00-9	冷凍蚶子(魁蛤科), 但未燻製 Arcoida (Acridae), frozen, but not smoked		
32	0307.72.30.00-7	冷凍鰓(毛鰓科、竹鰓科), 但未燻製 Clams (Solenidae, Solecurtidae), frozen, but not smoked		
33	0307.72.40.00-5	冷凍蛤蜊, 但未燻製 Hard clam (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), frozen, but not smoked		
34	0307.72.90.10-2	冷凍碑礮貝, 但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), frozen, but not smoked		
35	0307.72.90.90-5	其他冷凍蛤、鳥蛤及赤貝, 但未燻製 Other clams, cockles and ark shells, frozen, but not smoked		
36	0307.79.00.11-3	乾碑礮貝, 但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), dried, frozen, but not smoked	0307.79	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(その他のもの)
37	0307.79.00.12-2	鹹或浸鹹碑礮貝, 但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), salted or in brine, frozen, but not smoked		
38	0307.79.00.90-7	其他乾、鹹或浸鹹蛤、鳥蛤及赤貝, 包括燻製 Other clams, cockles and ark shells, dried, salted or in brine, smoked included		
39	0307.81.21.00-7	其他活、生鮮或冷蔵鮑魚(九孔除外) Other abalone, live, fresh or chilled, other than Haliotis diversicolor	0307.81	あわび(ハリオティス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
40	0307.81.22.10-4	活九孔 Abalones (Haliotis diversicolor), live		
41	0307.81.22.20-2	生鮮或冷蔵九孔 Abalones (Haliotis diversicolor), fresh or chilled		
42	0307.83.10.00-8	冷凍鮑魚(九孔除外), 但未燻製 Abalone, frozen, other than Haliotis diversicolor, but not smoked	0307.83	あわび(ハリオティス属のもの)(冷凍したもの)
43	0307.83.20.00-6	冷凍九孔, 但未燻製 Haliotis diversicolor, frozen, but not smoked		
44	0307.84.00.00-0	冷凍鳳凰螺, 但未燻製 Stomboid conchs, frozen, but not smoked	0307.84	そでぼら(ストロムプス属のもの)(冷凍したもの)

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
45	0307.87.10.00-4	鹹或浸鹹鮑魚(九孔除外), 但未燻製 Abalone, salted or in brine, other than Haliotis diversicolor, but not smoked	0307.87	その他のあわび(ハリオティス属のもの)
46	0307.87.20.00-2	乾鮑魚(九孔除外), 但未燻製 Abalone, dried, other than Haliotis diversicolor, but not smoked		
47	0307.87.30.00-0	乾、鹹或浸鹹九孔, 但未燻製 Haliotis diversicolor, dried, salted or in brine, but not smoked		
48	0307.87.40.00-8	燻製鮑魚, 包括九孔 Abalone, including Haliotis diversicolor, smoked		
49	0307.91.30.10-2	活鐘螺 Top shell, live	0307.91	その他のもの(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
50	0307.91.30.20-0	生鮮或冷蔵鐘螺 Top shell, fresh or chilled		
51	0307.91.70.10-3	活南美貝 Locos, live		
52	0307.91.70.20-1	生鮮或冷蔵南美貝 Locos, fresh or chilled		
53	0307.92.10.00-7	冷凍蚶子(蚶科、笠蚶科), 但未燻製 Arcoida (Glycymerididae, Limopsidae), frozen, but not smoked	0307.92	その他のもの
54	0307.92.20.00-5	冷凍蜆(刀蜆科), 但未燻製 Clams (Cutellidae), frozen, but not smoked		
55	0307.92.30.00-3	冷凍鐘螺, 但未燻製 Top shell, frozen, but not smoked		
56	0307.92.40.00-1	冷凍南美貝, 但未燻製 Locos, frozen, but not smoked		
57	0307.99.51.10-8	乾鐘螺, 但未燻製 Top shell, dried, but not smoked	0307.99	その他のもの(その他のもの)
58	0307.99.51.20-6	鹹或浸鹹鐘螺, 但未燻製 Top shell, salted or in brine, but not smoked		57. サザエ(冷凍したもの(燻製したものを除く)) 58. サザエ(塩漬、塩水漬(燻製したものを除く)) 59. サザエ(燻製したもの) 60. フネガイ目(タマキガイ、シラマナガイ)、二枚貝(ユキノアシタガイ)(燻製したもの) 61. チリアワビ(燻製したもの)
59	0307.99.61.00-8	燻製鐘螺 Top shell, smoked		
60	0307.99.62.00-7	燻製蚶子(蚶科、笠蚶科)及蜆(刀蜆科) Arcoida (Glycymerididae, Limopsidae) and clams (Cutellidae), smoked		
61	0307.99.63.00-6	燻製南美貝 Locos, smoked		

## 電子メールによる証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

# 生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

平成15年6月

水産物表示検討会

## 目 次

1. 趣旨	．．．．． 1
2. ガイドラインの位置付け	．．．．． 1
3. 生鮮魚介類の生産水域名の記載方法扱い	．．．．． 1
4. 実施方法	．．．．． 2
別紙1：我が国周辺の水域名	．．．．． 4
別紙2：世界の水域名	．．．．． 6
別紙3：広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例	．．．．． 8
別紙4：国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の 水域名の記載例	．．．．． 10

## 生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

### 1 趣旨

- (1) 現行の生鮮食品品質表示基準では、国産生鮮魚介類の原産地は生産水域名（又は養殖地名）を記載することが原則となっており、水域名の記載が困難な場合は、例外として水域名に代えて水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっている。
- (2) 消費者は、食品の安全性や品質の重視から、購入する魚介類がどこの水域で漁獲されたものかという生産水域に関する情報を求めるようになってきている。しかし、実際には、生産・流通・販売の各段階において生産水域に関する情報伝達が不十分、水域名をどのように記載すればよいか必ずしも明確でない、水揚げ港地の記載が最も容易等の事情から、大半の品目で水揚げ港の属する都道府県名が表示されているため、消費者のニーズに十分対応できていないほか、同一水域で漁獲されても水揚げ地によって都道府県名の表示が異なったり、都道府県名が水揚げ港地を示すのか又はその沖合などの生産水域を示すのか、わかりにくいといった指摘がなされている。
- (3) このため、生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドラインを策定し、これを指針として、現行の水産物の原産地表示の基準に基づく生産水域名の表示を推進する。

### 2 ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、生鮮食品品質表示基準第4条に基づき、生鮮魚介類の生産水域名の表示を行う上での指針であり、この指針に沿って生産・流通・小売の各段階において生産水域名の記録・伝達・表示を行うものとする。

また、今後の運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じその内容の見直しを行うとともに、生産・流通・小売の各段階における生産水域名の記録・伝達・表示の適正な実施が確保された段階で品質表示基準の見直しを検討する。

### 3 生鮮魚介類の生産水域名の記載方法

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

#### (1) 我が国周辺の水域名（別紙1）

- ① 一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名

(例) 千葉県沖、銚子沖、北陸沖、山陰沖等

② 一般に知られている個別水域の名称

(例) 陸奥湾、富山湾、紀伊水道、玄界灘、琵琶湖、石狩川等

③ 我が国漁獲統計海区に準じた水域名

## (2) 世界の水域名 (別紙2)

① 「FAO漁獲統計海区」(FAO Fishing Area)の水域名

② 国名+沖(水域、近海)の水域を表す名称(当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。)

(例) ニュージーランド沖、ペルー沖等

③ 一般に知られている個別水域名

(例) 地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

## (3) 留意事項

① 広域な漁場で操業する漁業種類の水域名(別紙3)

広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せず一括して船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表し、かつFAO漁獲統計海区や我が国漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。

(例) 日本海、インド洋、北太平洋等

② 国際的な漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名(別紙4)

国際漁業管理機関による漁獲証明制度が導入されている魚種(メロ、冷凍めばちまぐろ、冷凍みなみまぐろ、冷凍くろまぐろ)については、それらの漁獲証明制度の水域名に準じた水域名を記載することができる。

(例) 冷凍くろまぐろ(ICCAT)→太平洋、インド洋、地中海、大西洋等

## 4 実施方法

(1) 生鮮食品品質表示基準第4条に基づき、

① 国産水産物については、生産水域名を表示する際は本ガイドラインに沿って生産水域名を表示する。(この際、生産水域名に水揚げ港名又は水揚げ港が属する都道府県名を併記することができる。)

② 輸入水産物については、原産国名(義務)の記載とあわせ、本ガイドラインに沿った生産水域名の併記(任意)を推進する。

(2) 生産者、卸売・仲買業者等の小売販売業者以外の販売業者は、生産水域名を外箱等の包装容器、送り状、伝票等の書類に記載し、販売先に伝達するものとする。

(3) 小売販売業者は、生産水域名を包装容器や商品に近接した掲示等により

表示するとともに、売りに生産水域を示す図を掲示する等消費者にわかりやすい表示に努めるものとする。

(別紙1)

### 我が国周辺の水域名

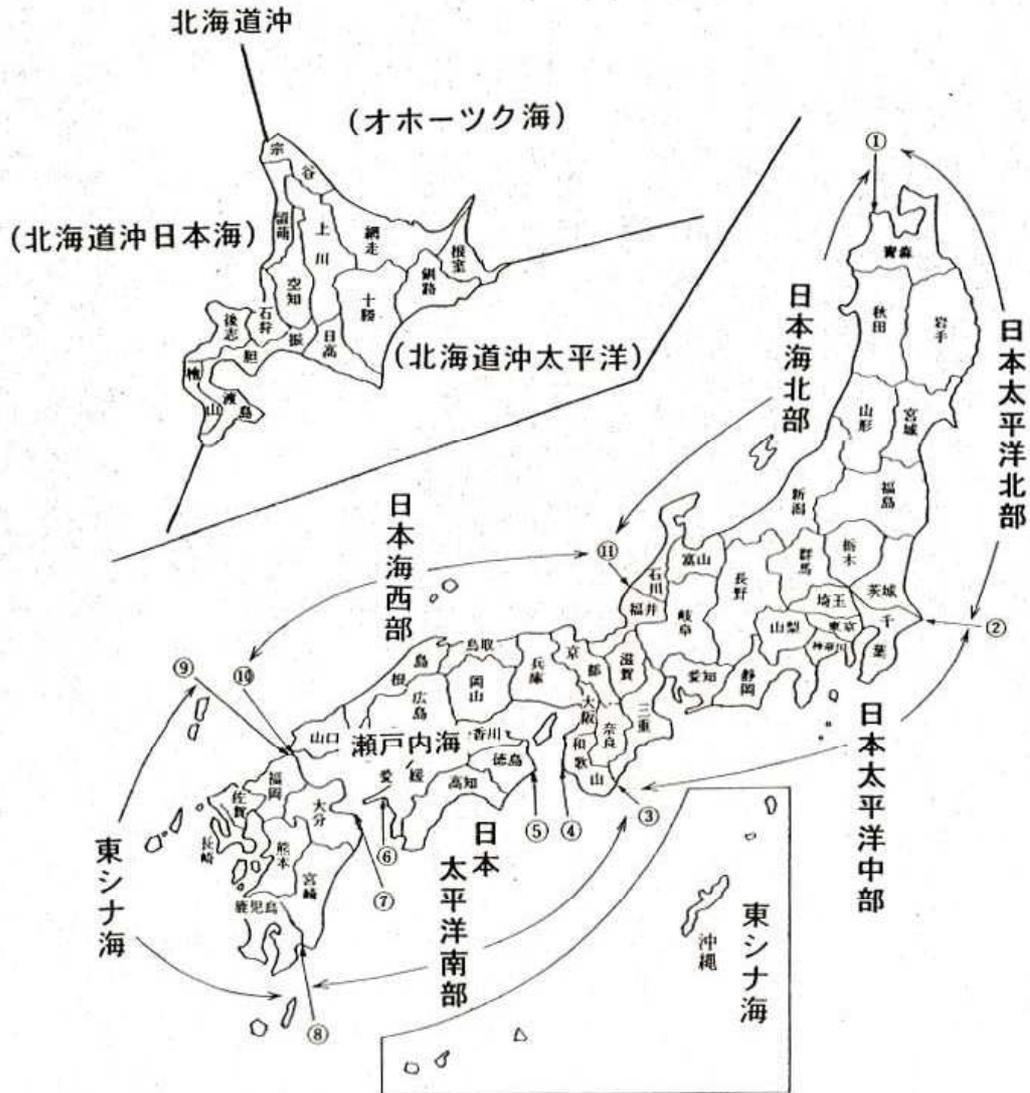
各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

- 1 一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名  
例：青森県沖、香川県沖、大分県沖、銚子沖、下田沖、明石沖、北陸沖、三陸沖、東北沖太平洋、山陰沖、四国沖等
- 2 一般に知られている個別水域の名称
  - (1) 海洋  
例：陸奥湾、富山湾、伊勢湾、相模湾、有明海、八代海、紀伊水道、豊後水道、周防灘、遠州灘、熊野灘、玄界灘、津軽海峡、対馬海峡等
  - (2) 内水面（湖沼、河川等）  
例：琵琶湖、浜名湖、サロマ湖、猪苗代湖、宍道湖、石狩川、利根川、信濃川、大井川、紀ノ川、吉野川、筑後川等
- 3 我が国漁獲統計海区に準じた水域名（別紙）

海区番号	水域名
1	北海道沖 (北海道沖太平洋) (北海道沖日本海) (オホーツク海)
2	日本太平洋北部
3	日本太平洋中部
4	日本太平洋南部
5	日本海北部
6	日本海西部
7	東シナ海
8	瀬戸内海

(注) 広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せず一括して船上保管し水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。(例：日本海、北日本太平洋等)

## 漁獲統計海区に準じた水域名



- ① 青森県東津軽郡三瓶村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
- ② 茨城県と千葉県との境界
- ③ 三重県と和歌山県の境界
- ④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
- ⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
- ⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
- ⑦ 大分県北海部郡佐賀岡町佐賀岡漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
- ⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑪ 石川県と福井県の境界

(別紙 2)

## 世界の水域名

各々の漁獲実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

### 1. F A O 漁獲統計海区 ( F A O F i s h i n g A r e a ) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7 . 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7 . 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	} 南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	

(注) 広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域毎に区分せずに船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す F A O 漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。(例：北太平洋、インド洋、大西洋等)

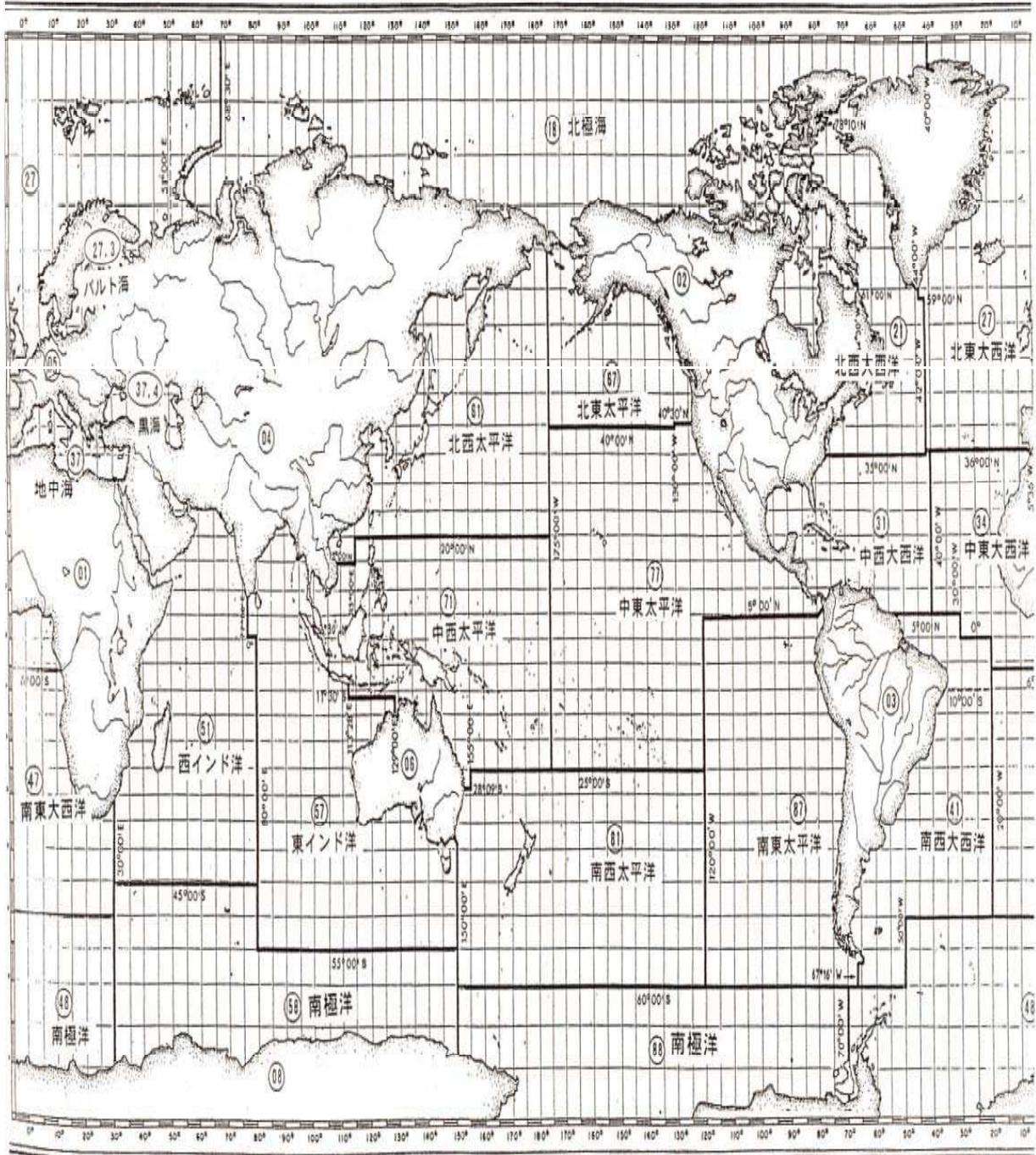
### 2. 国名+沖 (水域、近海) の水域を表す名称 (当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。)

(例) ニュージーランド沖、ペルー沖等

### 3. 一般に知られている個別水域名

(例) 地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

世界の漁獲水域図  
(FAO漁獲統計海区)



(別紙3)

### 広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その1）

漁業種類	対象魚種	主な操業水域	水域名の記載例
大中型いか釣り 漁業 (大臣許可)	いか類	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋北部～北海道沖太平洋</li><li>・日本海北部～北海道沖日本海</li><li>・北海道沖日本海～北海道沖太平洋</li><li>・日本海北部～太平洋北部</li><li>・FAO統計海区61, 67, 77</li><li>・ニュージーランド沖</li><li>・ペルー沖</li><li>・アルゼンチン沖</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・三陸・北海道沖、北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖</li><li>・日本海、北日本日本海、日本海北部・北海道沖</li><li>・北海道沖</li><li>・北日本近海、日本海・三陸北海道沖</li><li>・北太平洋、太平洋</li><li>・ニュージーランド沖</li><li>・ペルー沖</li><li>・アルゼンチン沖</li></ul>
かじき流し網 漁業 (大臣届出)	かじき類	<ul style="list-style-type: none"><li>・太平洋北部～北海道沖太平洋</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖</li></ul>
さけ・ます漁業 (大臣許可)	さけ・ます類	<ul style="list-style-type: none"><li>・能登～稚内沖日本海</li><li>・北海道沖太平洋</li><li>・ロシア200海里内2海区(太平洋)、2a海区(オホーツク海)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・北日本日本海、日本海、日本海北部・北海道沖</li><li>・北海道沖、北海道沖太平洋</li><li>・ロシア水域</li></ul> <p>(注) 日露民間協定に基づき操業水域別に魚倉で区分して出荷</p>

(注) これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

## 広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その2）

漁業種類	対象魚種	主な操業水域	水域名の記載例
大中型まき網漁業 （大臣許可）	いわし・あじ・さば・かつお・まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道・東北沖太平洋、道東、八戸沖、金華山沖、仙台湾</li> <li>・鹿島灘、銚子沖、</li> <li>・伊豆七島周辺、駿河湾、熊野灘</li> <li>・豊後水道、日向灘</li> <li>・種子島・屋久島周辺</li> <li>・天草灘、五島西沖、尖閣諸島周辺、東海、濟州島沖、対馬沖（西側）</li> <li>・対馬沖（東側）、見島沖、隠岐周辺、若狭湾、能登半島周辺</li> <li>・秋田～新潟沖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖</li> <li>・千葉・茨城沖</li> <li>・太平洋中部</li> <li>・豊後水道周辺</li> <li>・鹿児島県沖</li> <li>・東シナ海</li> <li>・日本海西部</li> <li>・日本海北部</li> </ul>
海外まき網漁業	かつお・まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中西太平洋～北西太平洋</li> <li>・インド洋全域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋</li> <li>・インド洋</li> </ul>
遠洋まぐろ漁業 （大臣許可）	まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋（FAO 統計海区61、67、71、77、81、87）</li> <li>・インド洋（FAO 統計海区51、57、87）</li> <li>・地中海（FAO 統計海区37）</li> <li>・大西洋（FAO 統計海区21、27、31、34、41、47、48）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋</li> <li>・インド洋</li> <li>・地中海</li> <li>・大西洋</li> </ul> <p>（注）冷凍まぐろは船上で魚体の尾鰭に水域別・時期別の色リボンを付け区分して出荷</p>

（注）これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

(別紙4)

## 国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名の記載例

対象魚種	証明制度管理機関	証明制度の水域名区分	水域名の記載例
メロ	CCAMLR (南極海洋生物資源保存委員会)	・FAO統計海区又はCCAMLR統計海区 ※ めろ漁獲証明書	・FAO漁獲統計海区の水域名を記載
冷凍めばちまぐろ	IOTC (インド洋まぐろ類委員会)	・大西洋、太平洋、インド洋の3区分 ※ めばちまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載
冷凍みなみまぐろ	CCSBT (みなみまぐろ保存委員会)	・1～13のCCSBT漁獲水域番号 ※ みなみまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載  ・なお、以下のより詳細な水域名を記載することもできる。 ①CCSBT1, 2, 8海区 → 南インド洋 ②CCSBT3, 4, 5, 6, 7海区 → シドニー・タスマン沖 ③CCSBT9, 10海区 → ケープ沖  ※CCSBT11, 12, 13海区は漁獲実績がほとんどない。
冷凍くろまぐろ	ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)	・ICCAT漁獲水域(東大西洋、西大西洋、地中海、太平洋) ※ くろまぐろ統計証明書	・遠洋マグロ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、地中海、大西洋と記載

(注) これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

(別表)

地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課